

三原市統合型G I S 導入業務仕様書

1 目的 三原市では、各担当課において所管業務の必要に応じ、地図情報システム（以下「G I S」という。）を導入しているが、個別業務の用に供しているため、全庁的な活用には至っていない。

また、年々増加傾向にある災害時の円滑な情報収集や新型コロナウイルス感染症対策として市民又は事業者（以下「市民等」という。）の市職員との接触機会を低減する必要がある。

加えて、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）の施行により、公共データの公開及び活用に取り組み、地域課題の解決につなげることが求められている。

このことから、統合型G I S を構築し、行政運営の効率化及び市民や事業者の利便性の向上を図り、もって本市の課題解決に資することを目的とする。

2 課題

- (1) 個別G I S 運用のため、ランニングコストが縮減できない。
- (2) 庁内組織横断的なG I S の活用ができていない。
- (3) 発災時における被災状況の情報共有が随時にできない。
- (4) 保有する地図情報を閲覧するため、市民等は来庁の必要がある。
- (5) 公共データの一般公開がないため、市民等による利活用が進まない。

3 業務概要

ブラウザ上で動作するシステムで、市職員のみが閲覧できるG I S 及び市民等が閲覧できるG I S の構築並びに本市の課題解決に資する機能の構築

4 業務の範囲

- (1) プロジェクト管理
- (2) 上記3の構築に必要なハードウェア及びソフトウェアの調達
- (3) 稼働前の運用テストに係る支援
- (4) 職員に対する操作研修の実施
- (5) マニュアル等の整備
- (6) 保守及び障害対応並びにサポート窓口の設置

5 業務期間等

- (1) システム構築期限 令和4年6月30日
- (2) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とする。

5 機能要件等

(1) G I S の主な地図機能は次に掲げるものとし、詳細は様式 3：三原市統合型 G I S 機能要件対応表による。

ア インターネット公開等二次利用ができること。

イ 拡大，縮小，移動及び回転できること。

ウ 距離及び面積を計測できること。

エ 住所，座標指定等で地点を検索して表示できること。

オ データ等（Shape, GML, DXF/DWG, KML, GeoJSON, SFC, CSV）を入出力できること。

カ データ等の入力時に整合性のチェック機能を有すること。

キ 作成したレイヤに対し，点，線等によりオブジェクトを作成，編集及び削除できること。

ク レイヤは，複数を重ねられ，表示・非表示の切替えができること。

ケ インポートデータによりアドレスマッチング機能を有すること。

(2) G I S のユーザ管理機能は次に掲げるものとする。

ア 必要なマスタデータの作成・更新・削除は画面から入力可能であること。

イ マスタデータの CSV ファイルへの書き出し及び外部で作成した CSV ファイルの取り込みによるマスタデータ登録が可能であること。

ウ データ等の入力時に整合性のチェック機能を有すること。

エ 管理権限を持った特定のユーザのみが行えること。

オ 登録されたユーザは，権限又は所属でグループ化できること。

カ ユーザ単位又はグループ単位で操作権限を制御できること。

キ 初回ログイン時にログインパスワードの変更を必須とすること。

ク ログインパスワードの強度及び有効期間を設定できること。

ケ ログイン失敗可能回数を設定できること。

(3) その他の要件は以下に掲げるものとする。

ア 本市と同程度の人口規模で稼働実績があること。

イ 市民等の利用を想定した U I， U X であること。

ウ ヘルプ機能は日本語に対応していること。

エ パソコンやモバイル端末等の機器からインターネット回線を通じて，24 時間 365 日利用が可能なサービスであること。

オ 同時接続 ID 数は 20 以上とする。ただし，本市の災害警戒本部の設置から解散までの期間に限り，同時接続 ID 数は無制限とする。

カ 同時接続可能な ID 数を超えている状態では，同時接続可能な ID 数以下となるまで本システムが利用できないこと。

- キ ログインしている ID は、一定の時間で自動ログアウトすること。
- ク サービスを提供するデータセンターは、次に掲げるものを備えていること。
- (ア) 耐震，制振，免震設計などの構造により震度 6 強の耐震強度を有すること。
 - (イ) 火災被害の拡大を最小限に抑制する防火・消火設備等を有すること。
 - (ウ) 24 時間 365 日体制で監視し，システム停止等の障害発生時には即座に故障対応可能な体制を有すること。
 - (エ) 無停電電源装置及び非常用発電装置を有すること。
 - (オ) 避雷対策を講じていること。
 - (カ) 建物全体及びサーバールームの入退室が管理されていること。
 - (キ) 本市と同時に被災しない地域を選定していること。
- ケ 利用に関して、次に掲げるセキュリティ要件を備えていること。
- (ア) 通信は暗号化していること。
 - (イ) システムの脆弱性，通信経路上の盗聴，人的ミス，内部犯行等に起因する情えい，データ改ざん・破壊，なりすまし，他のコンピュータへの攻撃等への対策がなされていること。
 - (ウ) ウィルス対策及び情報保護等のためセキュリティソフトを導入し，最新の更新プログラムを維持していること。
- コ 画面遷移や地図の縮尺変更時において，利用者にストレスを感じさせないシステム設計とすること。
- サ アクセスが集中した場合であっても，レスポンス性能が低下することなく安定して使用可能なサービスであること。
- シ 本システムのバックアップは定期的に行い，障害発生時には直近のバックアップデータからリストアが可能であること。
- ス 本仕様書に定めのない，及び疑義が生じた事項は，本市と優先契約候補者との協議するものとする。